

地域づくりに関わる支援制度（令和7年度予算）

～ 地域まちづくり推進協議会を通じて検討する事業への補助金・負担金 ～

令和7年度

地域まちづくり推進事業補助金・負担金

【全市15地域】

地域ごとに補助金上限額を設け、その範囲内で単独型または包括型まちづくり事業補助金を活用

(内訳)

中央・新旭川	28万円	豊岡	30万円	東光	40万円
北星	36万円	末広	32万円	春光	28万円
春光台・鷹の巣	40万円	神居	40万円	江丹別	26万円
永山	38万円	東旭川	32万円	神楽	28万円
緑が丘	40万円	西神楽	32万円	東鷹栖	32万円

補助金計 502万円 (R6と同額)

※端数あり、正しくは、502.4万円

負担金事業

行政が目的を設定した事業の実行主体に負担金が支給される

- | | | |
|-------------|----------|------|
| (1) 子どもの居場所 | (15万円×2) | 30万円 |
| (2) 共助の居場所 | (15万円×1) | 15万円 |
| (3) 逃げ遅れゼロ | (10万円×2) | 20万円 |

負担金計 65万円 (R6と同額)

負担金・補助金合計 567万円 (R6と同額)

※端数あり、正しくは、567.4万円